

様式第1号(第7条関係)

毛呂山町有料広告掲載等申込書

年 月 日

毛呂山町長 あて

申込者 干  
住 所  
名 称  
代表者職・氏名 印  
電話番号  
FAX 番号

毛呂山町有料広告掲載等実施要綱第7条の規定により、次のとおり申込みます。なお、掲載等にあたっては、裏面記載の掲載等の条件を遵守します。

広告媒体の種類	ホームページ (バナー広告)
掲載等の希望月 または希望期間	年 月 日～ 年 月 日 ( か月)
広 告 の 内 容	別紙のとおり (リンク先アドレス: )
規 格 等	天地 60 ピクセル、左右 160 ピクセル、データ容量 4 KB 以内、 データ形式 GIF (1 枠 10,000 円) 掲載希望枠 枠
広告料金の支払 (希望する□にレ印)	広告の掲載が決定されたときの料金の支払い方法 <input type="checkbox"/> 発送される納付書で <input type="checkbox"/> 指定金融機関で振込み
特 記 事 項 (希望する□にレ印)	バナー広告の原稿・デザイン案の提出媒体 <input type="checkbox"/> FD <input type="checkbox"/> MO <input type="checkbox"/> CD <input type="checkbox"/> その他 ( )

注意事項

- 1 企業・団体等の業務内容等がわかる書類を添付してください。
- 2 掲載等を希望する広告原稿等、所管課等から依頼のあった書類を添付してください。
- 3 広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する際は、著作権が発生する場合がありますので、使用の許諾等を必ず受けてください。町では一切の責任を負いませんのでご了承ください。
- 4 内容によっては掲載できない場合がありますので、ご了承ください。
- 5 掲載等の場所については、指定できません。  
(裏面も御覧ください。)

(裏面)

#### 掲載等の条件

- 1 毛呂山町(以下「町」という。)が管理する施設、物品、印刷物等(以下「施設等」という。)に掲載又は掲示(以下「掲載等」という。)できる有料広告(以下「広告」という。)は、次のいずれにも該当しないものとします。
  - (1) 町の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
  - (2) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
  - (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝及び求人募集に関するもの
  - (4) 公序良俗に反するもの又は違反するおそれのあるもの
  - (5) 誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切なもの
  - (6) その他掲載等をする広告として適切でないと町長が認めるもの
- 2 広告を掲載等のできる場所、規格、枠数、料金等については、別途町で定めたものとします。
- 3 募集期間を設け募集を行った場合において、募集期間内に同一の施設等で複数の申し込みがあったときは、次の優先順位で受付順に広告主を決定します。ただし、募集期間内に応募がなく、募集期間後も募集を延長し受付している場合は、優先順位に関わりなく受付順とします。
  - (1) 公共性・公益性の高い内容の広告
  - (2) 町内に本店等を有する事業所の広告
  - (3) 町内に支店等を有する事業所の広告
  - (4) 前3号に該当しないものの広告
- 4 広告の掲載等に係る料金(以下「料金」という。)については、毛呂山町有料広告掲載等決定通知書(様式第2号)に記載された額を、指定された期限までに納付してください。
- 5 広告の内容に関する紛争については、広告主がその責任において解決するものとし、町はいかなる責任も負いません。
- 6 版下原稿及び広告の作成に要する経費及び施設等(印刷物を除く。)への広告の取付及び撤去に要する経費は、広告主の負担とします。

また、広告(印刷物への広告を除く。)が破損等した場合における修復に要する経費は、町の責めによる場合を除き、広告主の負担とします。
- 7 広告の掲載等が町の行政運営上支障があると判断したとき、広告の内容が第1項に掲げる事由に該当することが判明したとき、広告主が広告の版下原稿を提出しなかったとき、又は指定する期日までに広告主が料金を納付しなかったときは、広告の掲載等の決定を取消することがあります。
- 8 広告の掲載等を決定した後に広告主の責めによらない理由により、広告を掲載等できなかつたときは、料金の全部又は一部を還付するものとします。ただし、第7項の規定により取消した場合及び広告主が掲載等を取下げた場合は、納付した料金は返還しません。
- 9 第7項の規定による掲載等の取消し又は事故、天災事変等の不可抗力その他町の責めによらない原因により広告主が受けた損害について、町はその賠償の責めを負いません。